

## 下水道地震・津波対策技術検討委員会 設置趣旨

## 1. 設置趣旨

下水道は重要なライフラインの1つであり、都市の下水を常に適切に排除、処理する役割を担っている。大地震等により下水道がその役割を果たすことができなくなった場合には、各家庭のトイレが使用できないなど住民の生活に大きな影響を与えるとともに、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生や雨水排除機能の喪失による浸水被害の発生など、住民の生命に係わる重大な事態を生じる恐れがあり、このような事態を回避するために、下水道施設機能の信頼性を高めることが強く求められている。

下水道における地震対策は、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等の教訓を踏まえ、2段階の設計対象地震動を設定し、各施設の重要度などを考慮した耐震対策の考え方を提示し、その対策を促進してきたところである。

このような中、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、地震動だけでなく津波により広範囲で甚大な被害をもたらした。特にその特性上沿岸域に立地が集中する下水処理場、ポンプ場においては、現在判明しているだけでも50箇所以上が機能停止状況になるなど、機械電気施設を中心として壊滅的被害を受けた。

被害を受けた下水道施設については、応急復旧を図りつつ、本復旧を進めることになるが、その際、適切な応急復旧を行い、再度災害を防止するための本復旧を行うためには、今回の被害の特徴をとらえ、施設の各復旧のあり方を早急にとりまとめ、提示することが必要である。

このため、学識経験者、国土交通省、地方公共団体、関係団体が参画する「下水道地震・津波対策技術検討委員会」を設置するものである。

## 2. 審議事項

- ① 被害の総括
- ② 緊急対応、応急復旧のあり方
- ③ 本復旧のあり方
- ④ 機動的な公衆衛生の確保方策のあり方
- ⑤ 広域被害が生じた場合の支援等のあり方

3. 委員会の予定

第 1 回委員会（平成 23 年 4 月 12 日）

- 下水道施設の被害、復旧・支援状況について
- 下水道施設の復旧にあたっての技術的課題について

第 2 回委員会（平成 23 年 5 月）

- 現地視察と下水道施設被害の総括
- 下水道施設の本復旧のあり方について
- 機動的な公衆衛生の確保方策のあり方について

第 3 回委員会（平成 23 年 7 月）

- 下水道施設の本復旧のあり方について
- 広域被害が生じた場合の支援等のあり方について

第 4 回委員会（平成 23 年 9 月）

- 今後の地震・津波対策のあり方についてとりまとめ